選挙運動用自動車燃料供給契約書

佐野市長選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

１　供給する期間　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

　２　供給場所　　　　所在地

　　　　　　　　　　　名　称

　３　供給を受ける自動車の登録番号

４　金　　額　　　　単価１リットル当り　　　　　　円（消費税込み）とし、期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。

　５　請求及び支払

　　　この契約に基づく契約金額については、乙は、佐野市議会議員及び佐野市長の選挙における選挙運動の公費負担条例に基づき佐野市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　　なお、佐野市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（公職の候補者に係る供託物の没収）の規定に該当した場合には、乙は佐野市に請求することができない。

　６　その他

　　　令和７年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　甲　　佐野市長選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

乙　　住　　所

名　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は

　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞